

司法書士法人名	中窪司法書士法人
フリガナ	ナカグボシホウショウシホウジン
設立年月日	2016年2月24日
主たる事務所	〒631-0824
主たる事務所の電話番号	0742-53-1560 奈良市西大寺南町16番19号
業務の範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続きについて代理すること。</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。</p> <p>4. 裁判所又は検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること。</p> <p>6. 簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。(上訴の提起(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く)、再審及び上記強制執行手続を除く)</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者代理し、若しくは補助する業務。</p> <p>10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務(任意後見契約による業務にあっては、本法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。)又はこれらの業務を行う者を監督する業務。</p> <p>11. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。</p> <p>12. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務。</p> <p>13. 司法書士又は司法書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務。</p>
従たる事務所1	京都市伏見区西大手町313番地11 ハイライフ西大手 町301
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	中窪啓司、片山彰人
所属司法書士（使用司法書士）	堀井貴代
特定社員の名前とその事務所	中窪啓司(主たる事務所)

司法書士法人名	司法書士法人アイダックリーガルオフィス
フリガナ	シホウショシホウジンアイダックリーガルオフィス
設立年月日	2006年1月5日
主たる事務所	〒635-0824 奈良県北葛城郡広陵町大字疋相478番地1
主たる事務所の電話番号	0745-44-8411
業務の範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること</p> <p>4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること</p> <p>5. 前各号の相談に応ずること</p> <p>6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること</p> <p>8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
従たる事務所1	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目6番10号
従たる事務所2	〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目2番1号
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	水谷 努、足立一雅、今井拓也
所属司法書士（使用司法書士）	橋口知里（従たる事務所：大阪）、葉山宜一郎（主たる事務所）、佐野健太朗（従たる事務所：大阪）
特定社員の名前とその事務所	水谷 努（主たる事務所）、足立一雅（従たる事務所：東京）、今井拓也（従たる事務所：大阪）、

司法書士法人名

司法書士法人SEALS

フリガナ

シホウショシホウジンシールズ

設立年月日

2019年 08月09日

主たる事務所

〒 650-0015 神戸市中央区多聞通4丁目1番1号 歩8番館2F

業務の範囲

1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。

2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。(ただし、4号に掲げる事務を除く)

3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。

4. 裁判所又は検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

5. 前各号の事務について相談に応ずること。

6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続(上訴の提起(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るもの)を除く)、再審、強制執行手続を除く)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。

7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

9. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

10. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務。

11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。

従たる事務所1

〒631-0016 奈良市学園朝日町6-17シティーパレス21学園前207号

従たる事務所の業務の範囲

所属司法書士（社員） 上北 洋介、有本 敬

所属司法書士（使用司法書士）

特定社員の名前とその事務所 有本 敬(主たる事務所)、上北 洋介(従たる事務所)

司法書士法人名	司法書士法人あやめ池事務所
フリガナ	シホウショシホウジンアヤメイケジムショ
設立年月日	2019年 04月19日
主たる事務所	〒631-0033 奈良市あやめ池南二丁目1-41-302
主たる事務所の電話番号	0742-93-8819
業務の範囲	<p>1.登記又は供託に関する手続について代理すること。</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。(ただし、4号に掲げる事務を除く)</p> <p>3.法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。</p> <p>4. 裁判所もしくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すこと。</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること。</p> <p>6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続(上訴の提起(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く)、再審、強制執行手続を除く)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。</p> <p>10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>11. 司法書士又は司法書士法人の業務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>12. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務。</p> <p>13. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。</p>

従たる事務所1	
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	牧野和弘
所属司法書士（使用司法書士） 特定社員の名前とその事務所	

司法書士法人名	司法書士法人LSRコンサルティング
フリガナ	シホウショシホウジンエルエスアールコンサルティング
設立年月日	2020年7月1日
主たる事務所	〒630-8115 奈良市大宮町六丁目1番地の1 新大宮駅前ビル4階
主たる事務所の電話番号	0742-32-4555
業務の範囲	<p>1.登記又は供託に関する手続について代理すること。</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。(ただし、4号に掲げる事務を除く)</p> <p>3.法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。</p> <p>4. 裁判所もしくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること。</p> <p>6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続(上訴の提起(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く)、再審および強制執行手続を除く)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。</p> <p>7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。</p> <p>10. 当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意もしくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務（任意後見契約の受任者の業務にあっては、当法人の各社員個人が令和6年5月1日付定款変更前から契約を締結していた業務を除く）</p> <p>11. 司法書士又は司法書士法人の業務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>12. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務。</p> <p>13. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。</p>
従たる事務所1	〒639-0226 香芝市五位堂三丁目602番地1エムエビル105号室
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	平方貴之、中尾二郎
所属司法書士（使用司法書士）	
特定社員の名前とその事務所	平方貴之

司法書士法人名	司法書士法人COMMON事務所
フリガナ	シホウショウシホウジンコモンジムショ
設立年月日	2019年9月17日
主たる事務所	〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目2番27号 谷9ビル4階
業務の範囲	<p>1、登記または供託に関する手続について代理すること</p> <p>2、法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録を作成すること(但し、第四号に掲げる事務を除く)</p> <p>3、法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4、裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること</p> <p>5、前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>6、簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定または命令に係るもの）を除く）、再審および強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続および民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること</p> <p>7、前号について、相談に応じ、または裁判外の和解について代理すること</p> <p>8、筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、または代理すること</p> <p>9、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理もしくは処分を行う業務またはこれらの業務を行う者を代理し、もしくは補助する業務</p> <p>10、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他の法律行為について、代理、同意もしくは取消しを行う業務またはこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>11、司法書士または司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務</p> <p>12、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務</p> <p>13、司法書士または司法書士法人の業務に附帯し、または密接に関連する業務</p>
従たる事務所1	〒631-0036 奈良市学園北二丁目2-19
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	石橋徹也、城田真平
所属司法書士（使用司法書士）	
特定社員の名前とその事務所	石橋徹也（主たる事務所）、城田真平（従たる事務所）

司法書士法人名	司法書士法人リーガルエスコート
フリガナ	しほうしょしほうじんリーガルエスコート
設立年月日	2018年9月3日
主たる事務所	〒550-0003 大阪市西区京町堀1丁目13番19号
業務の範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続きについて代理すること。</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。</p> <p>4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること。</p> <p>6. 簡易裁判所における目的ないし事項の価額が、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続きを除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。</p> <p>7. 民事に関する紛争であって目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。</p> <p>8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行いう者を監督する業務。</p> <p>9. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。</p> <p>10. 司法書士又は司法書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務。</p>
従たる事務所1	〒630-8115 奈良市大宮町六丁目2番地の10
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	池内宏征、藤田昌代
所属司法書士（使用司法書士）	
特定社員の名前とその事務所	池内宏征(主たる事務所)、藤田昌代(従たる事務所)

司法書士法人名	司法書士法人よねだ事務所
フリガナ	シホウショシホウジンヨネダジムショ
設立年月日	2022年11月22日
主たる事務所	〒633-0317 奈良県宇陀市室生三本松3183番地の1
業務の範囲	<p>1、登記または供託に関する手続について代理すること</p> <p>2、法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録を作成すること</p> <p>3、法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4、裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること</p> <p>5、前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>6、簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定または命令に係るものを除く）、再審および強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続および民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること</p> <p>7、前号について、相談に応じ、または裁判外の和解について代理すること</p> <p>8、筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、または代理すること</p> <p>9、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理もしくは処分を行う業務またはこれらの業務を行う者を代理し、もしくは補助する業務</p> <p>10、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意もしくは取消しを行う業務またはこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>11、司法書士または司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務</p> <p>12、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務</p> <p>13、司法書士または司法書士法人の業務に附帯し、または密接に関連する業務</p>
従たる事務所1	
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	米田 喜美子、米田 文男
所属司法書士（使用司法書士）	
特定社員の名前とその事務所	

司法書士法人名	司法書士法人橋本事務所
フリガナ	シホウショシホウジンハシモトジムショ
設立年月日	2023年10月10日
主たる事務所	〒634-0804 奈良県橿原市内膳町四丁目5番16号 ナカノビル2階
業務の範囲	<p>1、登記または供託に関する手続について代理すること</p> <p>2、法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録を作成すること(但し、第四号に掲げる事務を除く)</p> <p>3、法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること</p> <p>4、裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること</p> <p>5、前各号の事務について相談に応ずること</p> <p>6、簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定または命令に係るものを除く）、再審および強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法の規定による手続及び民事執行法の規定による少額訴訟債権執行手続について代理すること</p> <p>7、前号について、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること</p> <p>8、筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること</p> <p>9、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務</p> <p>10、司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務</p> <p>11、司法書士または司法書士法人の業務に附帯し、または密接に関連する業務</p>
従たる事務所1	
従たる事務所の業務の範囲	
所属司法書士（社員）	橋本貴夫、山口実香
所属司法書士（使用司法書士）	
特定社員の名前とその事務所	橋本貴夫、山口実香